

# 介護福祉士・社会福祉士修学資金等貸付制度 令和4年度募集要項

社会福祉法人岩手県社会福祉協議会

## 1 目的

この制度は、介護福祉士（社会福祉士）の資格の取得を目指す学生を支援するために、無利子で修学資金の貸付けを行う制度です。

国が指定した学校又は都道府県知事が指定した介護福祉士養成施設（社会福祉士は、短期養成施設又は一般養成施設）（以下「介護福祉士等養成施設」という。）を卒業後、資格を取得し、岩手県内で引き続き5年間（過疎地<sup>（注1）</sup>では3年間）介護・相談等の業務に従事することで、貸付金の返還が“**全額免除**”になります。

## 2 貸付対象者

介護福祉士等養成施設に在学し、介護福祉士（社会福祉士）の資格の取得を目指す者であって、次の（1）及び（2）の要件を満たす者とします。ただし、次項「3 貸付内容」に掲げる「国家試験受験対策費」及び「就職準備金」の貸付対象は、これに加え、次の（3）又は（4）の要件を満たす者となります。

（1） 次の①から③までのいずれかに該当する者

- ① 岩手県に住民登録をしている者であって、介護福祉士等養成施設卒業後に岩手県内において介護・相談等の業務に従事しようとする者
- ② 岩手県内の介護福祉士等養成施設の学生であって、卒業後に岩手県内において介護・相談等の業務に従事しようとする者
- ③ 介護福祉士等養成施設の学生となった年度の前年度に岩手県に住民登録をしており、かつ、介護福祉士等養成施設での修学のため岩手県外に転出した者であって、卒業後に岩手県内において介護・相談等の業務に従事しようとする者

（2） 次の①又は②に該当する者であって、家庭の経済状況等から貸付けが必要と認められる者

- ① 学業成績等が優秀と認められる者
- ② 卒業後、中核的な介護職として就労する意欲があり、介護福祉士・社会福祉士資格取得に向けた向学心があると認められる者

（3） 国家試験受験対策費は、卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思のある者

（4） 就職準備金は、卒業後に岩手県内において介護等・相談等の業務に従事しようとする者又は既に就労しているが転職等を希望する場合において貸付けが必要と認められる者（資格取得後も同一事業所に就労し続ける場合を除く。）

## 3 貸付内容

- （1） 修学資金（月額） 50,000 円以内
- （2） 入学準備金（初回に交付） 200,000 円以内
- （3） 就職準備金（最終回に交付） 200,000 円以内（社会福祉士の場合、転職等を希望する場合のみ）
- （4） 国家試験受験対策費（各年度前期に交付） 1 年度当たり 40,000 円以内（介護福祉士のみ）
- （5） 生活費加算 生活保護法による保護の基準に準ずる額<sup>（注2）</sup>

※ 生活保護世帯及び生活保護に準じる世帯が対象です。

※ 上記（2）から（5）は、（1）の資金に加算できるものであり、これらのみを貸付けすることはできません。

## 4 貸付期間

養成施設に在学する期間中、半年ごとに決定額の半年分が交付となります。

### 【「高等教育の修学支援新制度」との併用について】

- \* 令和2年度から実施されている「高等教育の修学支援新制度（給付型奨学金の支給、授業料・入学金の減免）」（以下「新制度」と、本会の貸付制度を併用する場合、新制度が優先されることから、授業料等の減免額が確定後、修学資金の交付額を決定します。そのため、通常より交付までに時間を要します。
- \* 本会の貸付額は、「給付型奨学金の認定区分」及び「授業料等の減免額」の確定後に、養成施設の学則等で定める授業料、入学金から減免の上限額を差し引き、減免後もなお自己負担額が生じる場合に限り、自己負担額の範囲<sup>(注3)</sup>において、本会貸付上限額内で利用できます。
- \* 「給付型奨学金」を利用する方については、「生活費加算」の申請はできません。
- \* 現時点で、令和4年度給付型奨学金採用候補者及び令和4年4月～6月末までに新制度に申込予定の方は、申請は可能ですが、貸付金の交付は、授業料等の減免額が確定してからとなります。
- \* 本会の貸付金交付後、新制度による授業料等の減免を受けていることが確認された場合は、交付額と授業料等の減免額との調整を行った上で、重複する貸付金については一括で返還していただきます。

## 5 貸付金の返還免除

- 介護福祉士等養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士（社会福祉士）の資格登録を行い、岩手県内において介護・相談等の業務に従事し、かつ、介護福祉士（社会福祉士）の登録日と業務従事開始日のいずれか遅い日から5年（過疎地の場合は3年）の間、引き続き業務に従事した場合、貸付金の返還が免除になります。
- 介護福祉士等養成施設を退学したときや、返還免除の要件を達成できない場合は、貸付金を返還していただきます。

## 6 申請方法

貸付けを希望する方は、次の書類を在学する介護福祉士等養成施設を通じて、岩手県社会福祉協議会まで提出してください。

※ 別紙「手続きに必要な書類の一覧」参照

### (1) 共通書類

- ① 介護福祉士修学資金等貸付申請書（第1号様式-①）
  - \* 200円の収入印紙の貼付けが必要です。（郵便局、一部コンビニ等で取り扱っていません。県の収入証紙ではありません。）
- ② 推薦書（第2号様式-①）
  - \* 在学する介護福祉士等養成施設の長からの推薦が必要です。
- ③ 介護福祉士修学資金等貸付における個人情報の取扱いに係る同意書（第16号様式）
- ④ 申請者の住民票抄本
- ⑤ 令和4年度大学等奨学生採用候補者決定通知の写し
  - \* 日本学生支援機構（JASSO）の第一種奨学金、第二種奨学金、給付型奨学金のいずれかの奨学金採用候補者として、すでに決定している方のみ
- ⑥ 日本政策金融公庫の教育ローン等、当制度以外の借入れ又は奨学金等がある場合は、借入の状況が分かる書類の写し

## (2) 連帯保証人に係る書類

### ① 連帯保証人が個人の場合

「(1) 共通書類」のほか、次の書類を提出すること。

ア 連帯保証人の住民票抄本

イ 連帯保証人の所得課税証明書（生活保護世帯は除く。）

\* 令和3年度（令和2年分）の所得課税証明書を提出してください。

### ② 連帯保証人が法人の場合

「(1) 共通書類」のほか、次の書類を提出すること。

ア 登記事項証明書（発行後3か月以内のもの）

イ 直近2か年の決算書の写し（総括分のみ）

\* 貸借対照表、及び事業活動収支計算書又は損益計算書

ウ 連帯保証に関する法人としての決定が確認できる書類（法人理事会議事録、取締役会議事録の写し等）

エ 連帯保証人と申請者との関係を証明する書類（在籍（就労）証明書等）

- \* 申請者が未成年の場合は、**法定代理人（親権者等）が連帯保証人**となります。
- \* **法定代理人が2名いる場合は、いずれか市町村民税額の多い方を連帯保証人**としてください。
- \* 必要に応じて、申請書類のほかに、書類の提出を求めることがあります。
- \* 連帯保証人は、貸付けを受けた方が貸付金の返還を行わない場合、全ての返還義務を負担していただきます。

## 【生活費加算を希望する場合】

6 申請方法 の(2)、(3)のほか、次の書類を提出してください。

なお、高等教育修学支援新制度の給付型奨学金を利用している方は申請できません。

### ① 生活保護世帯の場合（ア及びイ）

ア 居住地の福祉事務所長意見書

イ 生活保護受給証明書

### ② 生活保護世帯に準ずる世帯の場合（ウ～カのいずれか）

ウ 地方税法第295条第1項に基づく市町村民税の非課税証明書

エ 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免証明書

オ 国民年金法第89条又は第90条に基づく国民年金保険料の免除決定通知書

カ 国民健康保険法第77条に基づく国民健康保険料の減額免除徴収猶予決定通知書

## 7 申請期限

**令和4年5月11日（水） ※ 期限厳守**

※ 介護福祉士等養成施設から当会への提出期限です。介護福祉士等養成施設への提出期限は、各養成施設担当者にご確認ください。

## 8 貸付決定

貸付けを決定した場合は、介護福祉士等養成施設を通じて、貸付決定通知を送付します。

※ 審査の結果、不承認となる場合があります。また、予算の範囲内で決定します。

## 9 留意事項

(1) 生活福祉資金貸付制度の教育支援資金、母子父子寡婦福祉資金、職業訓練による介護福祉士訓練給付金等、他の国庫補助で実施されているその他貸付事業等との併給はできません。

- (2) 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度との併用はできません。
- (3) 日本政策金融公庫の教育ローンとの併用はできます。
- (4) 日本学生支援機構（JASSO）が実施する奨学金（第一種奨学金又は第二種奨学金）との併用はできます。  
※ ただし、「給付型奨学金」を利用する方は、当会の「生活費加算」の申請はできません。
- (5) 「高等教育の修学支援制度（給付型奨学金及び授業料等減免）」に申込みしている方は、授業料等減免額の確定後に交付となります。給付型奨学金の給付額及び授業料等減免額は、本会から養成施設に照会の上、確認します。
- (6) 必要に応じ、申請書類のほかに書類の提出を求めることがあります。

## 10 照会先

〒020-0831 盛岡市三本柳 8 地割 1 番 3 ふれあいランド岩手内  
社会福祉法人岩手県社会福祉協議会 福祉経営支援部 貸付担当  
TEL 019-601-7022（受付時間 平日 9 時～17 時）  
Mail : [sisetuka@iwate-shakyo.or.jp](mailto:sisetuka@iwate-shakyo.or.jp)

- \* 事前に「@iwate-shakyo.or.jp」からのメールを受信できるように設定願います。
- 募集要項・貸付要領・各様式は、岩手県社会福祉協議会ホームページに掲載しています。  
<http://www.iwate-shakyo.or.jp/kenmin/shugaku.html>  
⇒「岩手県民の皆様へ」→「各種貸付制度」内「介護福祉士等修学資金のご案内」  
⇒「様式集（R3.12 改正）」から、必要ページを印刷してご使用ください。

(注1) 過疎地域(枠の中の25市町で従事した場合、3年間で返還免除になります。)

陸前高田市、宮古市、大船渡市、遠野市、釜石市、八幡平市、葛巻町、岩手町、西和賀町、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、軽米町、洋野町、一戸町、田野畑村、普代村、野田村、九戸村、一関市、二戸市、花巻市(うち旧大迫町、旧東和町)、久慈市(うち旧山形村)、奥州市(うち旧衣川村)

(注2) 生活保護法による保護の基準に準ずる額 (単位:円)

年 齢	級地区分					
	1 級地-1	1 級地-2	2 級地-1	2 級地-2	3 級地-1	3 級地-2
19 歳以下	42,080	40,190	38,290	36,400	34,510	32,610
20~40	40,270	38,460	36,650	34,830	33,020	31,210
41~59	38,180	36,460	34,740	33,030	31,310	29,590

級地区分の適用地域については、生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)に準ずる。

\* 岩手県内の級地区分については、以下のとおりとなります。

2 級地-1	盛岡市
3 級地-1	宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、奥州市、滝沢市
3 級地-2	上記以外の市町村

(注3) 高等教育の修学支援新制度との併用【例/2年制・区分Ⅰの場合】

就学に係る費用(2年分)		授業料等の減免額(2年分)※3	
入学金 (初年度のみ)	120,000…A	入学金 (初年度のみ)	120,000…A'
授業料	1,200,000…B	授業料	1,180,000…B'
その他経費 (実習費等)	760,000…ア	その他経費 (実習費等)	0
計 2,080,000		計 1,300,000	

\* その他経費は減免対象ではありません。

貸付決定額 (2年分の貸付上限額(生活費加算除く))		調整後交付上限額(2年分)	
入学準備金 (初年度のみ)	200,000…C	入学準備金(C-A')	80,000
修学資金 (月額50,000×24か月)	1,200,000…D	修学資金(B-B'+ア)	780,000…D'
国家試験受験対策費	40,000×2	国家試験受験対策費 ※1	40,000×2
就職準備金	200,000	就職準備金 ※2	200,000
計 1,680,000		計 1,140,000	

※1 「国家試験受験対策費」の貸付上限額は40,000円/年度です(併用可のため満額支給)。

※2 「就職準備金」(200,000円)は、卒業年度に交付します(併用可のため満額支給)。

※3 適格認定の判定(修業年限が2年以下の養成校は半期ごと)により、区分(減免額)が変更になった場合、本会の貸付上限額はその都度調整の上、交付となります。